

宮城県北部児童相談所長 様

宮城県北部児童相談所の第三者評価 報告書

(令和 6 年度 3 月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

児童相談所第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で宮城県北部児童相談所第三者評価を実施した。

●評価の方法

2020 年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所における第三者評価 ガイドライン（案）」（三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング）を基に日本児童相談業務評価機関が改訂した「児童相談所における第三者評価ガイドライン(2024 年度版)」(以下ガイドライン)を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

57 項目について、児童相談所職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

当該児童相談所から措置を受けた小学 4 年生以上のこどもを対象に、施設措置中のこども、里親委託中のこども、在宅指導中のこども(児童福祉司指導は全対象、その他についてはアンケート実施期間中に面会のあったケース対象)に対してアンケートを実施した。各回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

・ 関係機関アンケート

当該児童相談所から措置を受けたこども(全年齢対象)がいる施設、里親、また管轄市区町村を対象にアンケートを配布し、集計結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要、研修計画、事務分掌、子どもに対する説明資料（権利ノート等）、その他必要と思われる情報 等

3 実地調査

- (1) 所長・マネジメント層からの全体説明
- (2) 援助方針会議傍聴
- (3) 個別事例ヒアリング
- (4) 新人職員ヒアリング(1～3年目の児童福祉司・児童心理司 等)
- (5) 新人スーパーバイザーヒアリング(SV経験の短い児童福祉司・児童心理司 等)
- (6) 施設見学
- (7) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～Cの4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他児童相談所が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

児童相談所第三者評価の実施方法.....	1
目次.....	3
総評	
総評.....	4
第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求.....	9
第Ⅱ部 児童相談所の組織.....	1 1
第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理.....	1 3
第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援.....	1 5
第Ⅴ部 社会的養育の推進.....	1 7
第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援.....	1 8
第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携.....	1 9

総評

(2024 年 12 月 2 日(月)～ 3 日(火) 実地調査実施分)

総評

【概要】

宮城県北部児童相談所（以下、「北部児相」とする）は管轄人口約 25 万人で 2 市 4 町を管轄し、地区担当制で在宅支援を行う「家庭支援第一班（以下、「支援一班」とする）」、里親委託中の子どもや施設入所中の子ども（以下、「委託児等」とする）を担当する「家庭支援第二班（以下、「支援二班」とする）」、心理判定や心理支援を行う「心理支援班」の三班体制で児童福祉司（以下、「福祉司」とする）12 人、児童心理司（以下、「心理司」とする）6 人を合わせて 32 人の職員で構成されています。なお一時保護所（以下、「一保」とする）は付設されていません。一保は県内では中央児童相談所（以下、「中央児相」とする）の管内の 1 か所のみ設置されています。

【評価すべき点】

○北部児相は全体として適切に児童相談所（以下、「児相」とする）業務を行っていました。

○福祉司の担当件数が 30～50 ケース、と全国平均からすると比較的多くなく、個々のケースでいていない対応がされていました。特に福祉司 3～4 人に対して SV が 1 人配置されている体制は全国的に見ると手厚く、高く評価されます。

○現職の警察職員や教員が派遣されていることで、警察や教育関係機関との連携もスムーズに行われていました。特に、面前 DV 通告など警察からの通告について、警察職員が調査や受理会議資料作成を行っていることは、福祉司の業務軽減に大いに寄与しています。

○今年度から始まっている子どもの意見聴取等措置に関して、①援助方針会議等で使う書式に子どもや保護者の意向を記入する欄が設けられ、②意見表明等措置に関する進行管理の整理シートを作成し、③こどもの権利ノートを一新するなど、適切に対応していました。

○北部児相の建物に「子ども総合センター附属診療所大崎診療室」（以下、「診療室」とする）が併設されており、週 2 日の診療が行われています。そのうち月に 2 回は児相が相談する時間があったり、随時、児童精神科医に相談できるような配慮が得られ、精神科医療機関との連携がスムーズに行われていました。

○児童福祉法第 28 条（以下、「28 条ケース」とする）等の新規申立書類の作成は弁護士に委託できる仕組みになっており、福祉司の負担の軽減につながっています。

○中央児相の一保担当職員が援助方針会議にオンライン参加できるようになっていることも、素晴らしい取り組みです。

○措置や委託後にのりしろをもって引き継ぐシステムを全体で共有化し、担当班間のケース数の偏重や唐突な担当変更を防ぎ、所全体で子どもの立場に沿った引継ぎ体制をとっていることは、他の児相も参考になる取り組みであると思います。

○北部児相として独自に研修を開催し、市町村や保健所にも参加を呼び掛けるなど地域での実践的な学びを得る機会を提供していました。

○県内 1 か所の里親支援センターの専門相談員が長年駐在しており、北部児相との連携が極めてスムーズであると同時に、里親からの信頼が厚い対応が行われていました。

○情報は適切に管理されています。会議での個人情報確認はペーパーレスであり、クラウドで子どもの受傷や心理診断を供覧する等、安全で効率的な運用が行われていました。

【改善が必要な点】

○福祉司の法定人数が 14 人であることに対して現員は 12 人、心理司の法定人数は 7 人に対して現員は 7 人、と児童福祉司は欠員状態です。定員充足に向けて努力されているようですが、県としても職員の負担軽減に取り組んでいただきたいと思います。

○派遣された教員の養成や活用には課題が見られました。派遣の目的等も漫然と繰り返される中で見失われているようです。①県教育委員会からの派遣職員の選抜方法、②任用後の研修体制、③児相での対応業務など、教員派遣制度全体を再度見直し、教育委員会と児童相談所の双方にとって意味のある形で継続されることを期待します。

○療育手帳の判定業務は正規職員の心理司が対応しており、業務配分の関係で、班長がその半数弱を担当しています。その結果、班長から班員への指導助言、育成に時間を確保しにくい状態になっています。療育手帳の判定体制について、検討が必要と思われます。

○在宅支援を行う支援一班や委託児等を担当する支援二班は、それぞれの福祉司の業務負担をみながらケースの担当を決めています。この方法は職員の負担軽減としては適切な方法ですが、一方で、市町村や学校、施設里親等の関係機関からすると「顔の見える関係」になり辛い面があります。どのような体制が相応しいか一概に言えるものではありませんが、メリット・デメリットを踏まえ再検討されてみてはいかがでしょうか。

○北部児相独自の様々な改革が行われていることは大きく評価できる一方で、管理職の交代とともに環境が変化してしまう可能性もあり、良い取り組みは県内で共有し継続できるシステムが構築されることを望みます。

○市町村との関係はおおむね良好のようですが、市町村が児相の役割を理解し、積極的な支援が展開できるような働きかけ、例えば児相と市町村職員との人事交流など、双方の役割や位置づけへの共通理解を促す機会も必要ではないかと思います。

○市町村への指導委託、児童福祉司指導、市町村送致等の活用が十分でない印象を受けます。児相の業務軽減やソーシャルワーク機能の強化に向けた県全体での取り組みを推進していただきたいと思います。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	○心身の健康のためにも、ストレスは自分で溜め込まず、安全な場所で愚痴を言うと同時に、リフレッシュのためにも年休はしっかりとりましょう。
児童相談所	○北部児相内に診療室が設置され、すぐに医師にアクセスできる環境が整っていることに鑑みると、精神科医による医学診断の件数が少ないように感じました。医師の更なる活用についてもご検討いただければと思います。 ○（副）班長や SV は自らも担当ケースを対応しているため、職員に対する十分な SV が難しいのではないかと心配されます。SV や班長に負担が多く偏らないよう、担当ケース数の考慮が必要と思われます。 ○援助方針会議への参加メンバーは所長、次長、班長、SV、担当職員でしたが、経験の浅い職員が多いことから、担当以外の職員も研修として参加させることについて検討されてみてはいかがでしょうか。
設置自治体	○心理司が子ども・保護者への支援や対応に関与するニーズは高い一方で、療育手帳の判定も正規職員の心理司が担っています。療育手帳の判定は障がい児のサービス利用や経済給付に結び付くために大切な業務ですが、全国的には会計年度任用職員で対応している自治体も多くあります。前述の通り、児相業務の中で心理司の関与が必要なケースも増えていますので、心理司の増員か、心理職の会計年度任用職員の雇用について検討を期待します。 ○県内の一保は中央児相管内にしか設置されていないため、福祉司や心理司は面会のために出向く必要があり、かつ頻度も週 1 回が限度です。また保護者や学校担任等が子どもに会うためにも距離的な課題があります。できれば北部、東部のそれぞれの児相に一保を設置するか、一時保護専用施設の設置を施設等に促す必要があると思います。 ○来年度から一時保護時の司法審査が始まります。そのため弁護士との関わりについて、現状の「月 1 回の来所と随時の相談」ではなく、「毎週の援助方針会議への参加と個別相談、随時の法律相談」は必要ではないかと思われます。 ○北部児相での様々な独自の改革が行われていることは大きく評価できる一方で、良い取り組みを県内で共有していくシステムが構築されることが望まれます。 ○日本語が十分でない相談者には、一部外国語のパンフレットを用意してありますが、通訳の手配等は急には難しい状態です。当該児相管内ではほとんど需要は無いとのことですが、翻訳機器の導入等の対策は県として一律に検討しても良いのではないかと思います。

	○教員の福祉司任用にあたっては、その職務性質の違いに鑑み、事前に希望者を募るなど、選抜方法の改善について県教委への申し入れが望まれます。 ○教員を福祉司として採用する制度について、当該職員の負担軽減のため、例えば配属前のオリエンテーションや研修メンターの配置、県内の現職間または OB との交流などの策を講じる必要性を感じました。
国	○北部児相の福祉司は職員 3～4 人に SV が 1 人ついています。その結果、メンタルヘルスによる休職者はいません。国の SV の配置基準ができて 20 年になりますので、この北部児相の現状も加味しつつ、見直しが必要であると思います。

第Ⅰ部 子どもの権利擁護と最善の利益の追求

－職員一人ひとりが、子どもが権利の主体であることを意識した対応を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

○北部児相では所長の指揮のもと、2024 年度から義務化された意見聴取等措置の施行に合わせ、①子どもの権利擁護スタートアップマニュアルの抜粋版を作成し、職員の理解の徹底を図っていること、②援助方針会議等で準備される書式に、子どもの意向や保護者の意向、関係機関の意向等を記すような書式改変、③「子どもの意見聴取等措置にかかる整理シート」で子どもの意向確認を可視化、など子どもの権利擁護を意識した取り組みを積極的に行っていました。特に②の、子どもや保護者の意向を明記したうえで支援方針を決定する会議資料の書式については、高く評価します。

○県で作成したこどもの権利ノートは最近完成したということですが、出来上がった施設入所児用のものは子どもの持つ権利について分かりやすく解説しており、さらに資料として掲載されている子どもの権利条約の内容も、子どもに分かりやすいイラスト入りの内容で素晴らしいと思います。また最終ページにポケットを設け、そこに意見を述べるための手紙と申立て用の封筒をセットで封入している点も評価できます。

○一時保護開始時に子どもに説明する資料は、子どもの権利の観点を踏まえて北部児相で独自に作成し、担当チームを定めてブラッシュアップしながら使用されており、評価できます。特に内容面で、個別に「児相が心配していることが何であるか」と、最後には「あなた（子ども）の気持ちや考え」を記載する欄が設けられていることは、一時保護の必要性を子どもに伝えると同時に、意見聴取等措置を行うためにも高く評価します。

○年に2回、サインズ・オブ・セーフティの研修が行われており、職員は現場での子どもの意向確認や説明等について、3つの家、スリーコラムの活用など、子どもに負担をかけない面接の工夫を行っていました。

○こどもの権利ノート内には、子どもの声を受け止める先として児童福祉審議会（以下、「児福審」とする）が記載されています。

【改善が必要な点】

○上述の子どもの権利擁護に向けた取り組みは、北部児相の独自のものとなっています。とてもいい取り組みと思われるので、県内の他児相も含め各児相が個別に実施されるのではなく、所長会議等で県全体として標準化してはいかがでしょうか。

○今回作成されたこどもの権利ノートの対象は小学4年生以上を想定されていますが、できれば年少の子ども用の権利ノートについても作成されることを期待します。

○アドボケイトについて、社会的養護施設は「アドボカシーセンターみやぎ」、一保は弁護士が担い活動しています。アドボケイトの業務範囲にもよりますが、せっかく弁護士と契約しているのであれば、子どもの意向聴取や代弁に限定せず、「意向実現に向けた代理人」としての活動をお願いしても良いのではないかと思います。

○一時保護時用の権利ノートは上述のように素晴らしい内容であると思いますので、特に子どもの記載部分についての一担当職員との共有、保護中の確認や変更を子どもとともにやり、子どもとの信頼や理解を深めるために十分な活用が図られることを望みます。

○「こどもの権利ノート」や「子どもの意見聴取等措置にかかる整理シート」など、素晴らしい素材が生まれていますが、生みだしたことに満足することなく、今後はこれをどうやって運用していくかが問われていると思われます。例えば、作成した本庁から児相職員や施設職員、里親等に、権利ノートの活用説明会を開催することなどが必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.1	子どもへの向き合い方は適切であるか	A
No.2	子どもの権利についての説明を適切に行っているか	A
No.3	様々な場面で子どもに対する説明と意見聴取、記録の作成を適切に行っているか	S
No.4	子どもの意見や意向を尊重する対応を行っているか	A

第Ⅱ部 児童相談所の組織

－ 児童相談所の機能を果たすために必要な体制が確保され、組織としての取組みが行われているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

○現職の警察官が併任として児相で勤務する例は多くありますが、面前 DV 等警察からの通告の調査を担当し、受理会議等の資料まで作成していることは、警察との連携増進と同時に、福祉司の負担の大幅軽減として非常に有効な取り組みです。また児相 OB が会計年度任用職員の「虐待対応アドバイザー」として、主にインテークを担当していることも、福祉司の業務軽減に寄与していると思われます。

○在宅支援にあたる支援一班の A チームは福祉司 4 人に対して SV1 人、B チームは福祉司 3 人に対して SV1 人が配置されています。また施設入所・里親委託児を担当する支援二班は福祉司 3 人に対して SV 1 人に加え、措置費担当の職員が配置されています。班のマネージメントを担当する班長とは別に SV を、福祉司 5 人に対して SV 1 人という国基準より手厚い配置をすることで職員は安心して業務に取り組めており、全国のモデルとなる取り組みだと思います。

○メンター制度や SV の存在など、新任職員を養成する仕組みが整えられていました。実際、新任職員からもそのサポート体制についてはおおむね評価されているようでした。また心理司には全県的に「児童心理司育成プログラム」が作成され、3 年目までの養成が計画的に行われていることは高く評価します。

○弁護士は月 1 回の来所の他、必要に応じてメール等での相談が可能となっています。また年間 4～5 件の 28 条ケース等については個別に弁護士と委託契約を締結し、福祉司の負担軽減と児相の対応力向上に寄与しています。

○学校との連携で困難に直面するケースがあることは全国的な傾向ですが、20 年以上にわたり、学校の教員が児相に配置されるシステムが継続されており、学校現場の考え方に関する理解や橋渡しに役立つ取り組みとして評価されます。現場職員からのその効果を実感するとの声も上がっていました。

○北部児相の建物に診療室が併設されており、週 2 日の診療が行われています。そのうち月に 2 回は児相が相談する時間が設けられるなど、随時児童精神科医に相談できるように配慮が得られ、精神科医療機関との連携がスムーズに行われていました。

○北部児相には一保はありませんが、全ての子どもの行動記録が毎日一保から送付され、内容を共有しています。また保護中の子どもに関する援助方針会議に可能な限り一保担当職員が出席する、担当福祉司や心理司は週に 1 回は面会に行く等、一保との連携が密な点が評価できます。

○ケース記録に、日々の対応記録とは別で、ケースファイルの先頭に「経過概要」が一覧で記載されていることは評価できます。多忙であっても、少なくとも「経過概要」だけを入力しておくことで、詳しい内容は分からなくても福祉司等の当該ケースへの対応が分かり、円滑な進行管理や外部への対応状況説明に寄与しています。

○今年度はメンタル不全で休んでいる職員がいないとのことでしたが、サポートが必要な職員に関することは班長間で共有し、業務の割り振りを行うことなどされていました。また一部の課や職員の負担が重ならないよう、例えば職権一時保護後の保護者への初回面接等、強い介入が必要な場面では班長や SV が対応し、その後担当に引き継ぐ等、組織全体で対応しているなどの配慮がうかがわれました。

【改善が必要な点】

○福祉司等の人数が法定人数に足りていない現状があり、県としてはリクルートなど一層の努力が必要と思われます。

○正規職員 28 人中 17 人が総合福祉職や心理職等で構成されており、専門性はある程度担保されていますが、児相経験 3 年未満の職員が半数の 14 人であるため、職員育成が課題です。

○心理司の福祉司任用前研修受講は「任意」ということですが、児相は心理司にもソーシャルワーク的な役割を担ってもらったことも多く、児相業務全体を理解する必要もあることから、同研修の受講を「義務」としてはいかがでしょうか。

○心理司はすべて正職員であるため、療育手帳の判定業務の半数弱を班長が一手に引き受け、心理司へのSV業務が十分にできない状態が生じています。また心理司に期待される業務が膨大に存在していますが、現状では十分に対応できていないように見えました。心理司が子どもの心理診断や家族システムの解明、親子関係の調整など幅広い心理支援を行うためには、心理司の増員や会計年度任用職員の雇用など職員体制の強化が必要と思います。

○支援一班は、福祉司の担当ケース数等で担当ケースを決めているようです。業務負担の調整の意味では適切と思われるのですが、市町村や学校等の関係機関からすると事例ごとに担当者が違い「顔の見える関係」になりにくいのではないかと想像します。両立は難しい面もありますが、ご検討頂ければと思います。

○せっかく教員を派遣されていますので、その専門分野の活用が必要ではないかと感じました。例えば、援助方針会議等には保健師や警察職員等と同様にすべてのケースに参加し、教育現場の事情や受け止めを伝えていただくことも一案かと思います。また、県教委と協議していただき、派遣教員の選抜にあたっては公募や志願制にするなど、「児相を経験したい」と希望する方に来ていただければ、派遣される教員の戸惑いも少なくなると考えられます。さらに派遣教員が着任した際の研修も、新規採用職員と同様の内容が必要だと思います。

○「市町村支援担当福祉司」は中央児相のみに配置されていますが、その役割としては、要対協議の開催調整以外に、市町村が悩む対応の相談に応じるなど、さまざまなようです。北部児相にも配置が望まれます。

○弁護士が「月 1 回の来所と随時相談」では、児相が抱える法的な課題への対応は不十分ではないかと思われます。実際に陪席した援助方針会議のケースの一つも、弁護士に伺えば直ちに回答が得られる内容でした。特に法的判断が問われるケースについては、弁護士の見解が共有されるよう、顧問弁護士の活用や増員の検討を期待します。

○これまでの 28 条ケースの申し立ては身体的虐待が多く、精神科医師の診断書を添付する必要性はあまりなかったようですが、今後はネグレクトや心理的虐待での家事審判を求めるケースも想定されます。今後に向け、精神科医との十分な相談時間の確保や診断書作成などもお願いできる体制を検討されると良いと思われます。

○若い職員が多いことから、援助方針会議について、担当以外の職員もオンジョブトレーニングとして参加していただくことを検討されてはいかがでしょうか。

○児相に一保が併設されていません。そのため、一時保護中の子どもとの面接の頻度が下がるだけでなく、保護者や学校担任等の面接の機会も制限され、子どもにとって適切な保護が行われない可能性も想定されます。できれば北部児相での一保の設置や、一時保護専用施設の設置について検討を期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.5	児童相談所の機能を十分に発揮するために必要な組織・体制が確保されているか	B
No.6	組織的な判断や対応が行える組織運営・体制となっているか	S
No.7	職場環境としての法令順守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.8	児童相談所の業務の質の向上、効率化のための取り組みを実施しているか	A
No.9	児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員等の職員に必要な専門性が確保されるための取り組みを行っているか	A
No.10	情報の取り扱いが適切に行われているか	A
No.11	児童記録票等、必要な記録が適切に作成・管理されているか	A

第Ⅲ部 子どもの生命を守るための、虐待相談対応と進行管理

－虐待から子どもの生命を守ることを第一とした判断・対応が行えているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

○所としての方針を決定する定例の援助方針会議のほかに、多職種によって受理ケースの調査状況や今後の支援策を検討する「アセスメント会議」が設定されており、支援の方向性や事態への対応について担当者が迷った時に検討する場が確保されていました。特にこのアセスメント会議を一時保護後 3 週間程度で実施していることは、迅速な対応の心がけとして評価できます。

○援助方針会議やアセスメント会議には、担当福祉司や担当心理司、それぞれの SV、すべての班長、総括次長、所長のほか、保健師や警察併任職員、一保に一時保護されていれば一保の担当職員が参加しています。1 ケース 40 分ほどの時間をかけ、特に、この会議の前には担当の福祉司、心理司、一保職員が情報共有を行っていることも高く評価します。

○在宅ケースも委託児等も、福祉司が担当しているすべてのケースを 3 か月に 1 回、所長や次長、班長、SV 等を交えた場で支援状況を確認することで、ケースの放置を防いでいました。さらにケース内容は児童相談システムで一保を含めた職員全員が閲覧可能であり、毎月 1 回はその期間の内容を紙で打ち出し、決裁に回すことで、二重に漏れない進行確認が行われていました。

○今年度から、日々の業務入力とは別に、子どもと家族の基本情報、社会診断、関係機関の情報や意向、子どもの意向や家族の意向等を整理する様式を作成し、会議に諮るすべてのケースで使用しています。その様式に整理するにはひと手間がかかりますが、適切なアセスメントにつながり、児相業務の質の向上に資するものであると評価できます。さらに、子どもの意見聴取状況を記載するシートの作成や一時保護説明用シートの改善なども速やかに行っており、業務の質の向上を求めた改善を続けている点は高く評価できます。

○全国的にはあまり使われていない、28 条ケースの保護者に対する児相への指導勧告を活用し、「児相が保護者支援の役割を裁判所から命令されている」という形で支援関係の形成に活かしていることは評価できます。

○県内児相とは良好なケース移管を行っています。また他都道府県の児相とのケース移管や移管受理については、若干の相違はあるものの、転居したこどもや家族の対応を第一に、移管を積極的に受理していました。

○市町村と県との共通の虐待通告票はないようですが、共通のリスクアセスメントシートを活用し共通認識が図られていました。

【改善が必要な点】

○事業概要によると 2021 年度の虐待相談件数 355 件のうち、助言指導は 16 件、継続指導が 309 件でした。面前 DV など調査のうえ注意喚起として 2～3 回の面接で終わるケースも継続指導にカウントしているのではないかと推察されます。「虐待相談は基本的に継続指導にする」という慣例になっていたようですが、面前 DV の軽度のケースなど一部の虐待ケースは、指導の目標や内容、担当者、指導内容の見直し時期などを設定し行われる本来の継続指導にはなっていないものがあります。それを継続指導とすると、職員にとっても混乱になると考えられます。今年度から

改善されているようですが、数回の助言で終われるものは運営指針どおり「助言指導」として計上し、本来の目的をもった継続指導を適切に行うことで、福祉司の業務が整理されると思われます。

○日本語が十分でない相談者向けには一部外国語のパンフレットが用意してあるものの、通訳の手配等は急には難しい状態でした。北部児相管内ではほとんど需要が無いとのことですが、今後、外国籍の方への対応が増大する可能性はありますので、翻訳機器の導入等の対策は県として一律に検討しても良いのではないのでしょうか。

○在宅指導への一定の枠組みの基準となる、児童福祉司指導の件数が極端に少ないように思われます。さらに児童福祉司指導の終結の通知を出していないことについて、「保護者から解除の申し出があった」と評価できる事案については違法とはなりませんが（児福法 33 条の 4 第 1 項但書）、行政処分の解除は保護者や関係機関に通知された方が良いと思われます。児相の意図や対応を関係機関と共有するうえでも、また保護者に行政処分の終結を伝える意味でも、終結の通知についてご検討ください。

○進行管理の方法については、会議様式としての説明と、その場での協議が合わさる多くの時間を要していました。さまざまな情報が含まれている会議資料はシステムに入っており、複数回のアセスメント会議や報告が行われておりますので、会議の進行方法の検討が必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.12	相談・通告の受付体制が確保されているか	A
No.13	相談・通告のあったケースに関し、必要な情報収集を迅速かつ的確に行っているか	A
No.14	受理会議が適切に開催され、組織的な検討・判断を行っているか	A
No.15	子どもの生命を最優先した、安全確認・安全確保が行われているか	A
No.16	一時保護の要否について適切な判断及び迅速な対応が行えているか	A
No.17	アセスメントに必要な調査が行えているか	A
No.18	アセスメントが適切に行われているか	A
No.19	特にリスクの高いケースについて、必要十分な調査及びアセスメントが行われているか	A
No.20	援助方針会議が、適切な頻度・タイミング、体制で開催されているか	A
No.21	援助指針(援助方針)の決定に際し、組織的に適切な判断が行われているか	A
No.22	援助指針(援助方針)の内容は適切か	B
No.23	市区町村(中核市および特別区を含む)がかかわるケースについて、援助指針(援助方針)に関する市区町村への説明や意見反映等を行っているか	A
No.24	在宅指導中の子どもと保護者に対する支援は適切に行われているか	A
No.25	指導や措置を行っているケースについての進行管理が適切に行われているか	A
No.26	指導や措置を行っているケースについて、市区町村に対する情報共有を適切に行っているか	A
No.27	児童相談所の所管の決定に関し、十分な検討が行われているか	A
No.28	「情報提供」または「ケース移管」を行う児童相談所における手続きが適切に行われているか	A
No.29	「情報提供」または「ケース移管」を受ける児童相談所における手続きが適切に行われているか	A

第Ⅳ部 社会的養護で生活する子どもへの支援

－ 社会的養護で生活する子どもへの支援の質を高め、子どもの権利を擁護しているか

総 評 現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○委託児等を担当する専任の支援二班を設けたことで、対応が遅れがちな委託児等への支援が行えるようになっていたことは評価できます。 ○支援二班への担当移行については、里親委託や施設入所から2か月程度が経ち、落ち着いた状態が確認された後に遂行されています。家庭復帰の場合も同様に、子どもや保護者には新旧の担当者が対面で担当変更を伝えていることも、ていねいな対応として評価できます。 ○一時保護された子どもには必ず心理司の担当が付き、福祉司と一緒にいる場合も別の場合も、週に1度は一保で面接をされていることは評価できます。 ○委託児等が自宅に外泊する場合は、状況確認を施設任せにせず、特に初回は福祉司と施設職員が別々に1回ずつは家庭訪問を行い、状況確認をされていることは評価できます。 ○委託児等に定期的（おおむね一か月一回程度）に面接を実施している点は高く評価します。 ○自立生活援助は措置児童本人が望めば積極的に認めており、18歳を過ぎた子どもにも丁寧に対応していることが確認されました。 【改善が必要な点】 ○一時保護中であっても保護者との面会交流は原則実施と考えている旨のヒアリングをしましたが、実際の対応としては7割以上の一時保護児は面会交流ができていないようでした。中には保護者の入院や失踪等で面会ができない子どももいるとは思いますが、保護中の面会交流の実施をさらに進めていただきたいと思います。 ○支援二班は委託児等80名を3人の福祉司で担当しています。支援一班と同じく個々のケースへの担当の割り振りは各福祉司の持ちケースの状況によって決めており、施設ごとの担当にはなっていません。その結果、里親や施設からすると担当福祉司が誰であるかが分かりにくかったり、同じ施設に別々の福祉司が訪問することで無駄が生じていることもあるのではないかと思います。すでに担当している子どもがいるので急に担当を変えることは不適切だと思いますが、新規入所がある場合には、すでに入所児がいる福祉司を担当にするなどの工夫で、時間を要しても施設別の担当にされることを提案します。 ○県内の児童養護施設は小規模化の影響で定員が減少されるなど適時の入所が難しく、一時保護期間の長期化や、他種類の施設への措置などが行われていました。県として里親開拓を進めるなど社会的養護が必要な子どもへの受け皿作りが必要と思われます。

○施設内不適応児童への対応において、一時保護から措置変更に至るケースの割合が最近多くなっているとのことでした。施設内不適応児童については平時から意見交換を行い、子どもの言い分を聞く、子どもと職員の齟齬に介入して冷静な話し合いの場を設ける、一時保護して双方のクールダウンを図るなど、子どものパーマネンシーに沿った双方の理解醸成について、兎相としても積極的にかかわる必要と思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.30	社会的養護を必要とする子どもの援助指針(援助方針)の決定に関する判断・調整は適切に行われているか	A
No.31	里親委託・入所措置等による援助を開始するにあたり、援助者と十分な協議を行っているか	A
No.32	措置開始や措置変更等による援助内容の変更の際には、子どもの負担が少なくなるよう配慮した対応を行っているか	A
No.33	里親や施設等が行う援助内容等に関して必要な確認・助言・支援等を行っているか(指導委託・あっせん・里親委託・入所措置等)	A
No.34	援助指針(援助方針)の見直しが適切に行われているか	A
No.35	自立支援計画の見直しが適切に行われるよう、里親・施設との連携を密に行っているか	A
No.36	面会・通信制限や接近禁止命令は、適切な判断・手続きのもとで行われているか	A
No.37	里親や施設等において、児童相談所の介入・調整等が必要な事案が発生した場合に、適切に対応しているか	A
No.38	一時帰宅における対応が適切に行われているか	A
No.39	措置や指導等の終結の判断が、慎重かつ適切に行われているか	A
No.40	措置の解除後の援助について、十分に協議・調整をしているか	A
No.41	入所措置や一時保護の解除時及び解除後の子ども等に対する支援は適切に行われているか	A
No.42	こどもの状況に応じ、児童自立生活援助につなげ、必要な支援等を行っているか	A
No.43	18歳以上について、支援を行っているか	A

第Ⅴ部 社会的養育の推進

－ 家庭養護や養子縁組、家庭支援などの社会的養育を推進するための取り組みが行えているか

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取り組みに関する提案 等	
【評価すべき点】 ○里親支援センターは県内 1 か所、仙台市にあります。その職員が北部児相に駐在しているため、連携はとてもスムーズでした。またそこで勤務する里親推進員が長年所内に継続して勤務しており、その机には里親からの専用ホットライン電話が置かれ、丁寧に対応している点は高く評価できます。 ○2019 年の法改正により、特別養子縁組適格確認審判の申立てを児相長が行えるようになりました。自治体によっては消極的な児相もあるようですが、この点、北部児相では「原則全て児相が申し立てる」と言い切っておられました。法改正の趣旨に則った望ましい対応と考えます。 ○また縁組成立後も、しばらくは継続的に見守り、希望があればライフストーリーワークなども対応するなど、適切な相談対応をしていました。 【改善が必要な点】 ○里親支援センター職員の常駐制度は、もともと会計年度任用職員として里親支援員をされていた方が里親支援センターの職員に身分を移したことで始まった状態であり、制度化はされていませんでした。この形を長く継続させることや、他児相でも同様の形態が進むような検討がなされると良いと思われます。 ○できれば里親不調の予防のため、マッチング時に心理司の説明を含めた丁寧な理解促進の機会を設けていただくことを願います。 ○現在、里親支援は比較的うまくいっているようですが、特定の職員の実績やスキルが大きく寄与しているようにも感じられました。充実した支援体制を持続可能なものとするために、後続の職員養成が必要ではないかと思われます。	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.44	家庭養護を推進するためのフォスティング業務の実施体制の構築に取り組んでいるか	S
No.45	養子縁組を行うにあたり、必要な判断・手続き等が適切に行われているか	S
No.46	養子縁組成立後も必要な支援等を行っているか	A

第Ⅵ部 家族とのかかわり・家族への支援

- － 子どもの権利・最善の利益の擁護のために家庭と向き合っているか
- 家族に対して必要な支援が行えているか

総 評
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等
【評価すべき点】 ○家族再統合については、入所児童を担当する班を別に組織していることで、対応を後回しにされることがなく評価できます。また年度当初に対象ケースをリストアップし、担当班と心理司が連携して支援が進められていました。 【改善が必要な点】 ○委託児等を担当する支援二班の措置児童担当のケース数が、年ごとに増加しているようです。そのため、措置委託後の親子関係再構築への取り組みの検討が必要と思われます。 ○その対応として家族再統合支援事業を民間委託されていますが、北部児相のケースは昨年度が1件、今年度はゼロでした。民間機関が県内で1カ所であり、委託する児相は3箇所あるため、どうしても中央児相のケースが多くなるようです。里親や施設に入っていない事例でも親子関係で課題があるケースは多いかと思われますので、できれば各児相管轄地域に1つ、家族再統合支援事業を行える機関が設置されることを期待します。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価
No.47	適切な場面において、保護者に対する説明と意見聴取を行っているか	A
No.48	保護者の理解・同意を得られるよう努めているか	A
No.49	保護者への在宅指導は、計画に基づき適切に行われているか	B
No.50	親子関係再構築に向けた適切な指導・支援を行っているか	A

第Ⅶ部 市区町村や関係機関との連携

- － 児童相談所の機能を発揮するための連携体制を構築しているか
- 児童相談所の機能・専門性を活かした地域支援を行っているか

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【評価すべき点】

○警察との連携強化および面前 DV 等の警察からの通告の初期調査を行うために、警察官が 1 名派遣されており、警察との連携は順調です。さらに管内 6 警察署と年に 1 回の連絡会議を開いており、直接的にも警察との連携を図っています。

○各市町の要対協の会議に出席すると同時に、「管内各市町等児童家庭相談担当係長・担当者会議」を開催し、また県の研修支援事業を活用して行う児相職員向けの研修に市町職員の参加を呼び掛けることで、市町職員の資質の向上を図っています。さらに一部の市とは月 1 回のケースレビューを継続し、お互いのケースへの対応を理解することに役立っています。その結果、市町ごとに若干程度の差はあるようですが、おおむね管内の市町村との連携は適切になされている印象です。

○市町からの援助要請に対応しているだけでなく、積極的に児相としての対応を行っているように思われます。その背景には、2018（平成 30）年に県が作成された「児相と市町村の共通のマニュアル」の存在があるかもしれません。

○児相の一時保護委託だけでなく 3 市町が里親へのショートステイ事業を行っており、未委託里親の活用として評価できます。

○所内に併設されている診療室以外に、仙台市立病院や東北医科薬科大学等、小児科の診断や法医学医師の診察など外部の医療機関との連携がよく行われ、活用ができています。

【改善が必要な点】

○要対協の実務者会議の開催頻度は、6 市町ともすべて年間 3 回以下です。管轄人口が少ない市町はともかく、人口規模が大きな市町では不十分だと思われます。特定の市とは毎月ケース会議を開催している取り組みもあるとのことですので、他の市町にも拡大してはいかがでしょうか。

○市町村支援福祉司は中央児相に 1 名配置されていますが、北部児相には不在です。市町村との連携強化のためにも、市町村支援児童福祉司の北部児相への配置について検討を提案します。

○その際、ある程度の児相経験をもつ職員（再任用なども含め）を配置することができれば、実務者会議の内容の検討や、市町と児相の相互理解の橋渡し、市町送致事案の対応についての助言などにより、児相の負担はだいぶ軽減できるのではないかと考えます。

○子どもや保護者の意向が児相の支援方針と違う場合に児福審へ意見を求められるようですが、近年の法改正や児相の役割の変化等について、委員の理解が十分に得られづらいことがあるとのことでした。児福審の実態は分かりませんが、児相の懸念を解消し、子どもの権利が守られ適切な児相の支援が行えるよう、児福審について県としてもご確認ください。

○2024 年度から設置されている市町村のこども家庭センターの機能強化や児相との役割分担については、県全体で検討する必要があると思われます。その際には、市町村の強みを生かした役割分担を行っていく必要があると思われます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	
No.51	関係機関との役割分担や連携方法等が明確になっているか	A
No.52	児童相談所と市区町村との連携強化を図るための取り組みをしているか	A
No.53	市区町村からの相談等について、迅速かつ適切に対応しているか	A
No.54	市区町村が行う相談対応・調査・指導に対し、必要な支援等を行っているか	A
No.55	要対協の運営において、児童相談所として求められる役割・機能を果たしているか	A
No.56	市区町村の子ども家庭相談等を行う職員の資質向上に関する取り組みを実施しているか	A
No.57	児福審からの意見聴取や報告を適切に行っているか	B